兵庫地方最低賃金審議会

第２回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月 15 日（火） ９時 25 分～10 時 40 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	高階委員、三上委員
労働者委員	圓行委員、藤田委員、村上委員
使用者委員	井上委員、篠田委員、吉川委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について （２）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

少し早いですが皆様おそろいになりましたので、ただ今から、第２回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会を開会いたします。

本日は、坂本委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申し出はありませんでしたので御報告いたします。

では、この後の進行につきましては、三上部会長にお願いいたします。

○三上部会長

議事に入ります前に、まず確認ですが、本日の議事録確認者は、公益側は部会長の私で、労使それぞれの担当者については前回同様にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

前回８月 25 日の専門部会において、全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いましたので、本日は、議題（１）「兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、金額の審議となります。

今までの審議の中でお話しいただいている部分もあるかもしれませんが、まず、労使それぞれから金額審議に当たっての金額提示及びその理由等を御発言いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に労使それぞれでの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○三上部会長

では、15 分程度でお願いします。

（労使それぞれ、別室で意見調整）

○三上部会長

それでは、審議を再開します。

では、申し出をいただいた労働者側委員から理由とともに金額提示をお願いできますか。

○圓行委員

それでは、労働側主張を圓行からさせていただきます。

前回の必要性審議の中で、労側からは、消費者物価の継続的な上昇等に伴う最低賃金近傍の労働者の生活水準の維持・向上や、今次春闘における賃上げでの回答状況等を踏まえ、今年度の鉄鋼業の最低賃金改定の必要性を主張させていただきました。

また、兵庫県内の鉄鋼業の魅力向上と人材の確保の観点では、兵庫県地域別最低賃金 1,172 円との優位性の確保等を考慮した改定が必要と考えております。

さらに、今年の春闘においては、兵庫県の多くの鉄鋼業が加盟する基幹労連においても、昨年に続き賃上げが実現するとともに、各社での最低賃金改定も進められております。

これは、鉄鋼業における足下の不透明な環境にあるなかにあっても、各企業の発展と強化に向けた「人への投資」の必要性はもとより、生活不安の対応について使用者側の理解が示されたものと受け止めております。

この労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れを、鉄鋼業に関わる全ての労働者へも波及させることが、鉄鋼業の魅力を高めるとともに、そこで働く人々の生活の安定、経済の好循環の流れにつながるものと考えております。

以上を踏まえ、具体的な改正額については、今回申出時に提出した最も低い金額への到達を目指しつつ、連合兵庫で纏めた春闘回答における賃金上昇は 5.01％を示しています。合わせて、現行の鉄鋼業の環境等も踏まえ、段階的な到達として、現行 1,180 円に対し、積み上げ額プラス 59 円の合計 1,239 円を提示をさせていただきます。

以上、今回の改正額について考え方を述べさせていただきました。
鉄鋼業は、日本の基幹産業として、今後も経済・産業をリードしていく立場にあり、ここ兵庫県においても、鉄鋼業の中心都市として大きな役割を担っております。
また、産業の魅力を高め、技術・技能の伝承、人材の確保・定着など将来にわたる発展と成長を見据えるとともに、鉄鋼業特有の専門性や厳しい環境での作業に見合う水準であることが必要と考えます。
今回の改正額に対し、我々に与えられた責務を今一度労使で再認識するとともに、労使のイニシアティブを発揮し、議論を深めて参りたいと考えておりますので、使用者側のより一層の御理解、御協力をお願いしたいと考えます。
以上でございます。

○三上部会長
ありがとうございました。
確認しますと、59 円引上げの 1,239 円ですね。
それでは、次に、使用者側委員からお願いします。

○篠田委員
使用者側の考えを篠田が述べさせていただきます。
前回申し上げましたとおり、鉄鋼業を取り巻く事業環境は大変厳しく、需要の低迷、各種コストの上昇、価格転嫁の難しさがあります。これらのことが特に中小企業の収益や事業継続に大きな影響を及ぼしていることは前回申し上げましたところでございます。
金額審議に当たりましては、県内一律の指標や大手企業の動向だけに頼ることなく地域差や中小企業の支払い能力、雇用への影響といったところを丁寧に見極める必要があります。
この認識を前提として今回改めて金額の議論をしていきたいと考えております。
金額を判断する指標が、前回も申し上げましたが、使用者側にとって客観的な判断ができる指標やデータを探すのが難しいところではありますが、具体的な金額提示としましては、令和８年の賃金改定状況調査の別表第４の製造業Ｂランクの一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率 3.3%を拠り所にしたいと考えます。
様々な状況を踏まえ、様々なデータを見ても非常に難しい判断ではございますが、今回提示する金額の根拠としまして、1,180 円の 3.3%の 39 円引上げ 1,219 円を今回使用者側の提案とさせていただきます。
以上でございます。

○三上部会長
ありがとうございました。
確認しますと、39 円引上げの 1,219 円ですね。

労使双方より、金額提示とそのお考えをお聞きしました。
労働者側は、59円引上げの1,239円、使用者側は、39円引上げの1,219円という御主張でした。
労使双方の基本的な提示額をお聞きしましたが、その金額に開きがありますので、これから審議を続けていき、その金額の開きを詰めていきたいと思います。
ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○労使委員
はい。

○三上部会長
では、最初に公益側と申し出いただいた労働者側とでお話しをさせていただき、その後、使用者側とお話しさせていただきます。
別室へお願いします。

（別室にて公労協議、その後公使協議）

○三上部会長
審議を再開します。
労使双方からの金額と理由を御提示していただきました後、公益側委員として労使双方のお話をお聞きしましたが、労使の主張される金額にはまだ隔たりがあり、一致には至っていません。
今後も労使ともに、もう少し審議を重ねたいという意向でありますので、本日は、ここで一旦審議を終了し次回も引き続き金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○労使委員
異議なし。

○三上部会長
それでは次回の日程等について、事務局から説明してください。

○安積賃金室長
はい。９月25日（金曜日）午後５時からで予定しておりますが、よろしいでしょうか。

○三上部会長

では次回は、９月 25 日（金曜日）午後５時からの開催とします。

次回は金額審議の２回目となりますが、引き続き公開とします。次回の審議に臨むにあたって、労使それぞれでしっかりと意見調整をお願いしておきます。事務局は他に何か連絡事項とかありますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○三上部会長

それでは、本日はこれで終わります。お疲れ様でした。

○各委員

お疲れ様でした。

三上　喜美男

圓行　弘幸

吉川　和宏